



3月10日金、議場において菊盛嘉雄さん（神奈川県茅ヶ崎市）が、名誉村民第一号として、表彰を受けました。菊盛さんは、村の名誉村民条例に基づいた、「学芸・文化に貢献した者」に該当し、高村光太郎やロダンなどのすばらしい美術品と、菊盛記念美術館を寄贈していただいたものです。

名誉村民  
菊盛 嘉雄さん



よう  
きなさったね

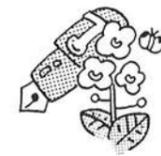
川 端 早川ルミ子さん  
(世帯主 寿さん)



はじめまして、私は昨年十月に六日町から和島村に嫁いで来ました。嫁いで来た頃は、知らない土地でくらししていくという不安な気持ちでいっぱいでしたが、半年が過ぎ、家族みんなに助けられてだいぶ生活にも慣れてきました。今年の冬を和島村で過ごして、雪が少ないのはびっくりしました。運転が未熟な私にはとてもうれしいことでした。年が明けて、近所での集まりがあり、私も参加させて頂きました。気さくな方ばかりで、名前を憶える良い機会になりました。

和島村には、「良寛の里」が有名で、私も一度訪れたことがあります。作品などを見て名前しか知らなかった人が少し分かったよう

な気がします。近くに郷土史料館があり、昔の和島村の生活が分かり私も興味深く見ました。最後になりましたが、和島村の事はまだ何もわからないので、皆さんに色々教えてもらうことばかりだと思います。どうぞよろしくお願いします。



人口の動き

	2月末人口	
人口	5,453	(-3)
男	2,643	(-1)
女	2,810	(-2)
世帯数	1,283世帯	(-2)

( )内は前月比

お詫びと訂正

先月、3月号の6ページで、良寛賞の小林充未ちゃんの名前がまちがっていました。ここに深くお詫びし、訂正いたします。

正 小林充未さん  
誤 小林充夫さん



第二回  
村上三島  
一門による  
良寛さん  
慕い書展

黄鳥何ぞ聞々たる麗日正に遅々たり  
端座す高堂の上春心自ら持せず  
彼の囊と錫とを携え  
騰々道に随って之かん

会期 平成7年 4月1日(土)・6月30日(金) / 会場 良寛の里美術館  
AM9:00~PM4:00

主催/和島村良寛の里美術館  
後援/長興会

# 21世紀へ向けた 人づくり・村づくり

## ～ 和のわしまを目指した新たなる挑戦 ～



### 平成7年度当初予算

( 総額 39,9億円 )



一般会計	24億5,900万円	( 26.9%減 )
国保特別会計	2億2,499万3千円	( 2.7%増 )
老人保健特別会計	4億9,725万円	( 6.5%減 )
農業集落排水特別会計	2億6,900万円	(131.9%増)
公共下水道特別会計	5億4,800万円	( 19.9%増 )

### 平成七年度 主要事業項目

- (一)総務費
  - 。庁舎・保健センター整備事業
  - 。職員海外研修派遣事業
  - 。四〇周年記念事業
  - 。国際交流事業
  - 。小学校整備基金造成
- (二)民生費
  - 。老人福祉対策事業
  - 。ゲートボール場外整備・ホームヘルプサービス・短期入所補装具給付・介護手当
  - 。社会活動促進対策事業
  - 。老人クラブ助成・健康づくり対策
- (三)衛生費
  - 。保健衛生活動事業
  - 。水質検査事業
  - 。ごみ収集箱設置補助
- (四)農林水産業費
  - 。水田営農活性化対策事業
  - 。オートキャンプ場整備・運営事業
- (五)商工費
  - 。中山間地域活性化推進事業
  - 。県営ほ場整備事業
  - 。林道整備事業
  - 。農業集落排水特別会計繰出
- (六)土木費
  - 。商工会補助
  - 。観光宣伝事業
  - 。道路整備事業 小島谷辺張線 外六路線
  - 。公共下水道事業特別会計繰出
- (七)消防費
  - 。防火水槽整備事業
  - 。消火栓施設整備事業
  - 。ポンプ庫改築事業
- (八)教育費
  - 。小・中学校いきいきスクール事業
  - 。福祉センター維持補修工事
  - 。村史編さん事業
  - 。埋蔵文化財発掘調査事業
  - 。良寛の里運営事業

平成7年度、和島村一般会計予算の御審議をお願いするに当り、国の内外における諸情勢をふまえ、二十一世紀を目前にして、今何を為すべきかと村民のニーズを申しながら、村政に対する所信を申し上げると共に、予算の編成方針とその大綱について説明を申し上げ、議会を通して村民皆様の御理解と御協力を得たいと存じます。

その前に先づ、去る一月十七日未明の五時四十六分、突如日本全土を揺るがし、兵庫県南部地方を襲った直下型地震は空前の災害をもたらした。被災地域住民二十数万人、亡くなられた犠牲者は五千四百数十人を数えました。亡くなられた方々と御遺族の皆々様に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をお祈りする次第であります。村民各位におかれましては、即日、役場窓口において義援金の申出をされ、また、区長さんを通しての募金には進んで御協力を賜りましたことに対し、心から敬意を表し感謝を申し上げます。他人の苦しみをみて我が苦しみとなした良寛の心根にも似て、村民各位の御心情に深い感激を覚えたところであり、ありがとうございます。

日々報道されます新聞・テレビの様相を見て吾が村の防災計画の基本からの見直しを痛感したところであり、本月(三月)開催予定の防災会議にその議を諮り、国・県の指導と関連を調整しながら計画を立てたいと考えているところであり、

私は昨年九月の定例議会におきまして、昭和五十四年五月、本職に就任して、四期十六年の任期満了をもって、「村民ニーズ」に応えたい新しい視点に立った村政が望ま

しい。」と私の意志を表明いたしました。以来私は、自ら手がけた事業の整理並びに継続中の諸事業の次年以降の円滑な継続移行を心掛け、村民ニーズの中で計画された事業の実現化のために、ひたすら初心を忘るべからず心を据えて努めてまいりました。

昨年の十二月十五日、知事さんをお迎えして、多年の懸案であった庁舎の落成式を行うことができた。良寛さまが愛された風土、村人の気質にふさわしく、「和のわしま」を象徴し、行財政機能、情報発達の拠点と同時に、村民交流の場所であることを祈念しての建物であります。格式ばらず、角ばらず、肩を円くして市中に融け込んで、村民から愛され心易く利用されていくものと信じます。

## 村長所信表明 (要旨)

この施設を擁して、職員各位は住民サービス提供に頑張っていくものと信じています。

地方分権を要望する声は、巷に満ちていますが、今果して、地方にこれを受け入れていく素地があるか、対応ができるかどうか、再考を要するところであり、現在、国が示す地方分権への具体的指導はもとより、指標も定かではありませんが、国自体の進める行政改革の中で、自らその輪郭が表れてくると思いますが、地方がそれぞれ個性あふれた行政を展開し、その自立性を強化し、地方自治の充実を図っていくことが民主政治の原点であることを自覚し、その早期実現を期すると同時に、自らも又、それを受ける充分な体質改善が肝要であります。

経済の進展、情報化時代を迎えて行政需要が飛躍的に増大し、それに伴って行政機構も複雑多岐に渡ったことは否めませんが、パブル崩壊に伴っての官民拮据のりストラは地方自治体としても緊急の重大事であり、よろしく、行政の簡素化を図って、住民に分かり易く、人に易しい政治が必要であります。それには村としても行政改革を進めなければなりません。我が村議会におかれても、率先、範を示して定数削減の英断を下されました。

地方分権の受皿を作り、個性と自主性に富んだ村づくりを進めると同時に、その機能を十分に生かすには、広域的連携の中で情報を交換し、実を増やし虚を補って、それぞれの個性に合った責務分担を為すべきと考えます。

拠点都市地域として指定を受け、三年目になります。吾が村としては、海浜を備えた地域として、また、良寛に係った地域として、広域的にその使命を果たすべき時点に立っております。

本年度夏、オーブンプが予定されるオートキャンプ場関連の施設、即ち、海浜公園の機能を一〇〇%発揮し、自らも生き、広域圏の一員としての責務を果たすことが必要であります。発掘終了の八幡林遺跡は、その重要性から国の重要文化財として、史跡指定が妥当との国の文化財総括審議会の答申を受けて、三月中旬には告示が為されるものと期待しているところであり、これを受けて予定される指定地、

四万平方メートルについては、地権者の同意を得ながら史跡を保存し、史跡公園として保存されるべきものであり、本年中にはその作業開始が為されるであろうと考えます。

中断しておりました一六号バイパス築造は、一部工法を変更し、昨年から再開しており、急ピッチでその工事促進を計って頂いております。

良寛の里への誘いとして村がつくったアクセス道路の再構築を含めて、山田郷内からの下り線は、平成九年度までに開通し、全線の開通は、平成十二年までとした国の積極促進策に、心から敬意を表し感謝を申し上げます。

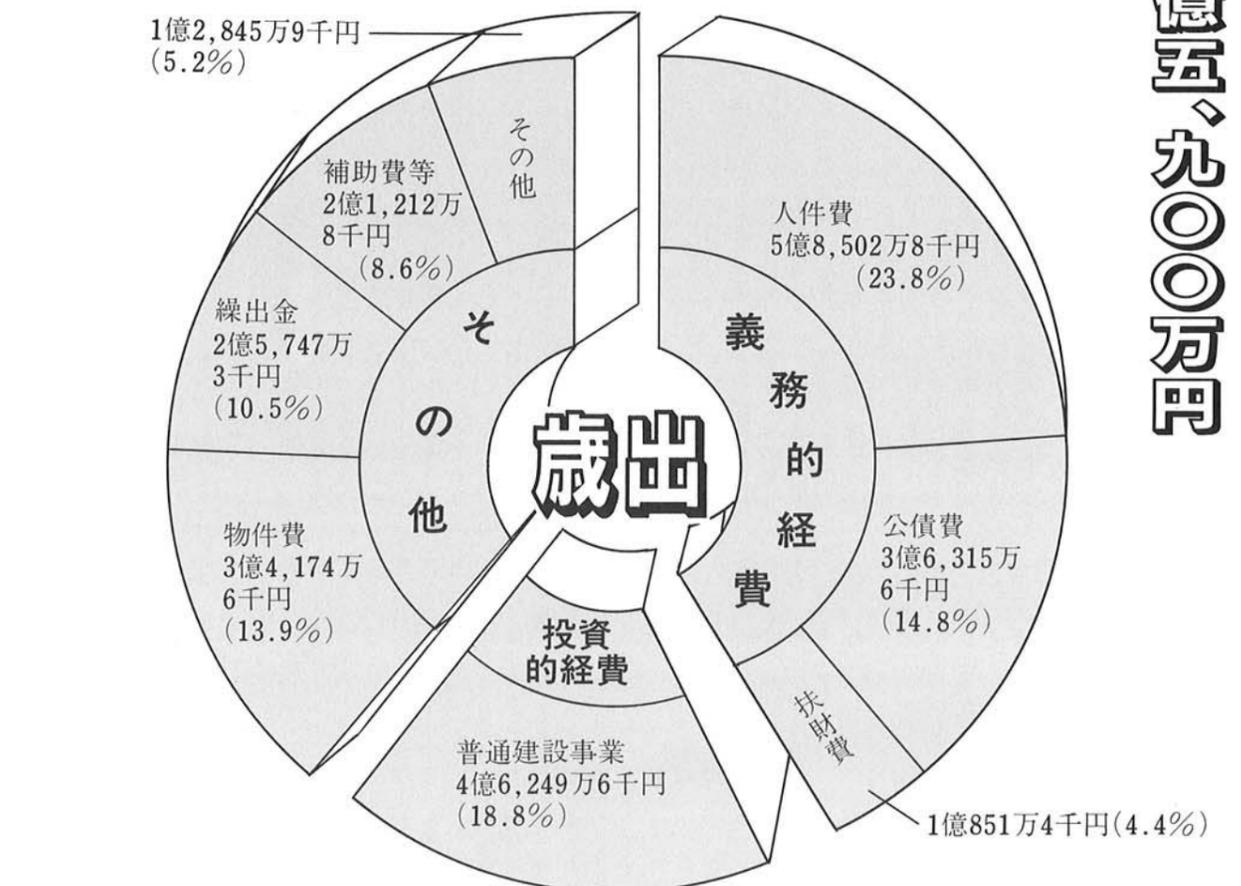
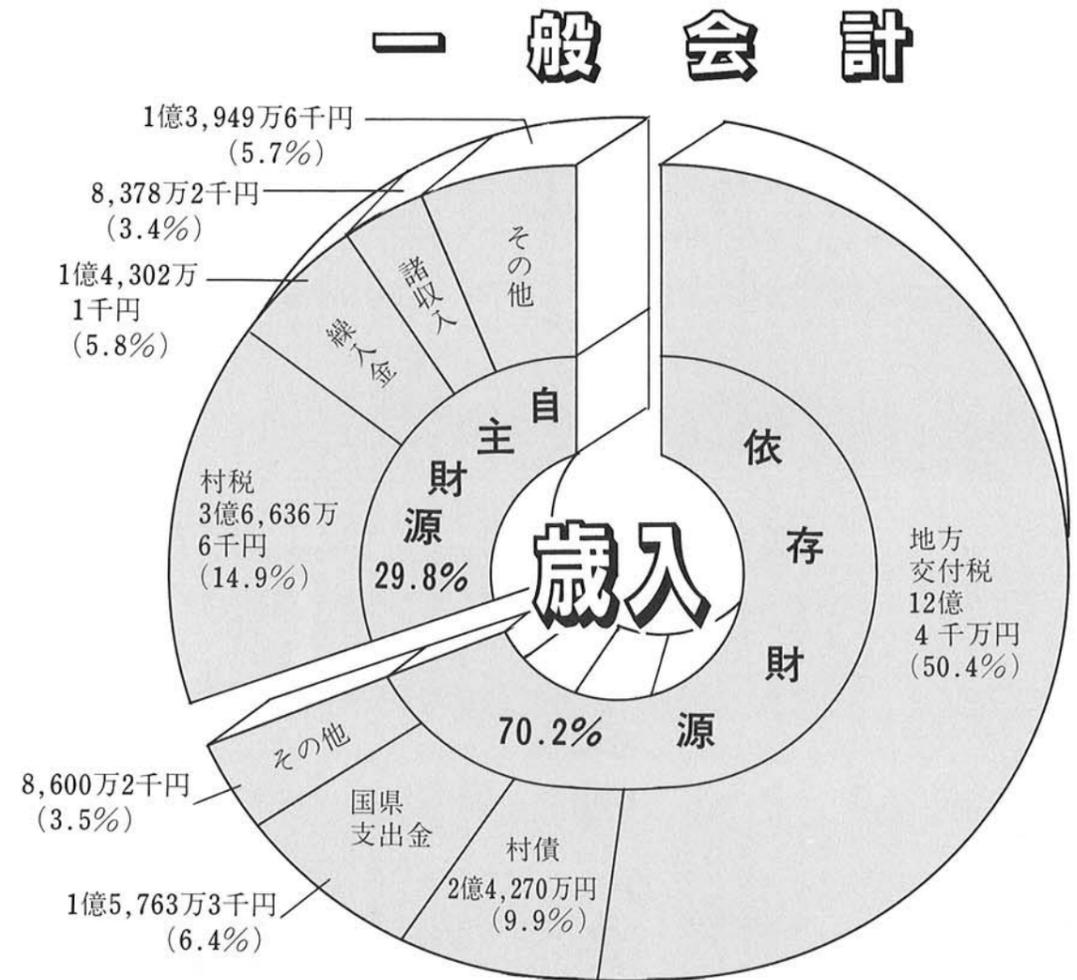
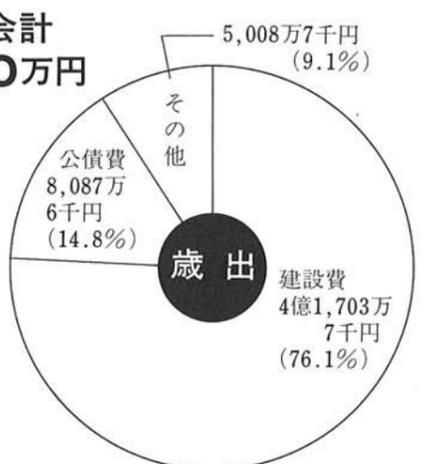
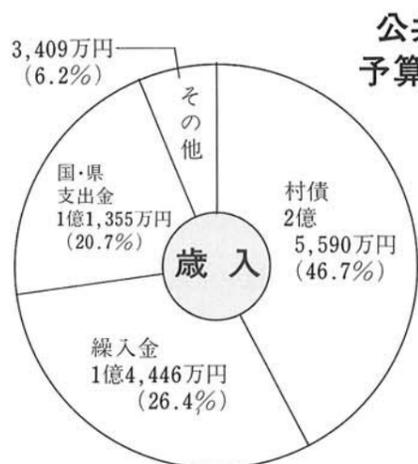
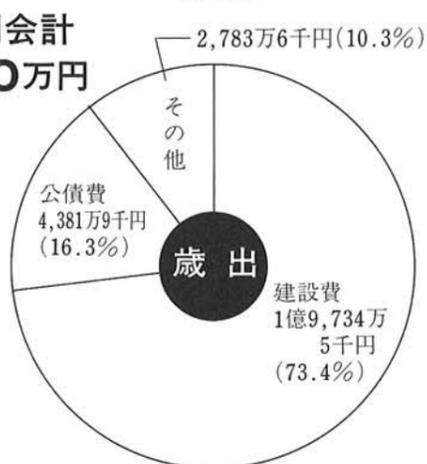
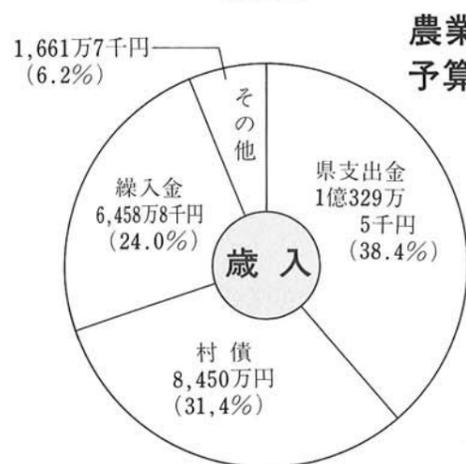
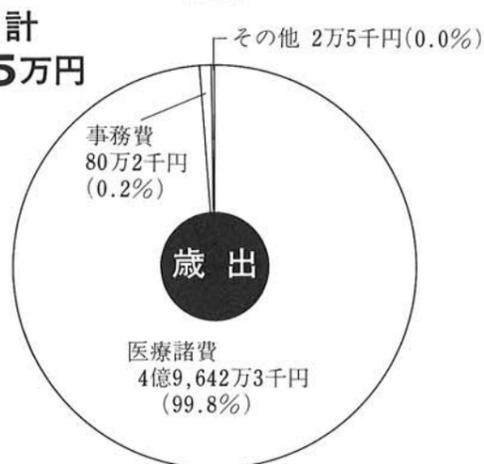
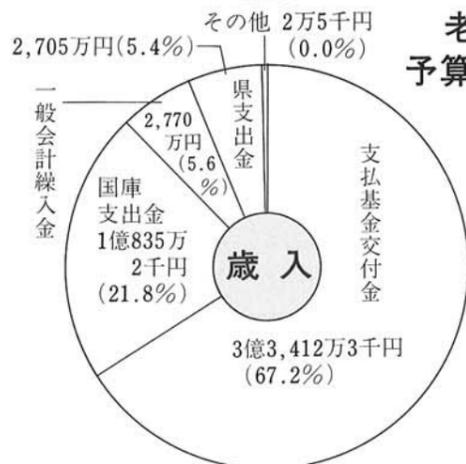
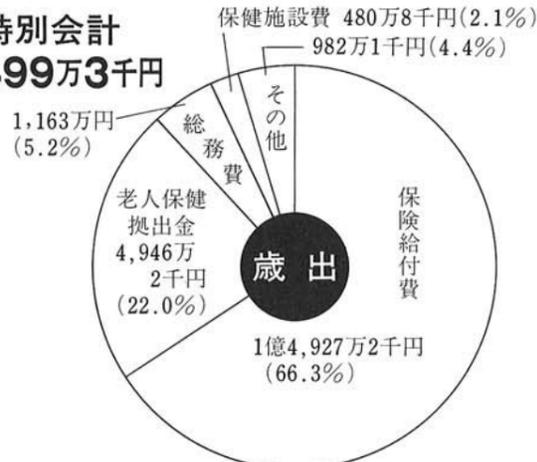
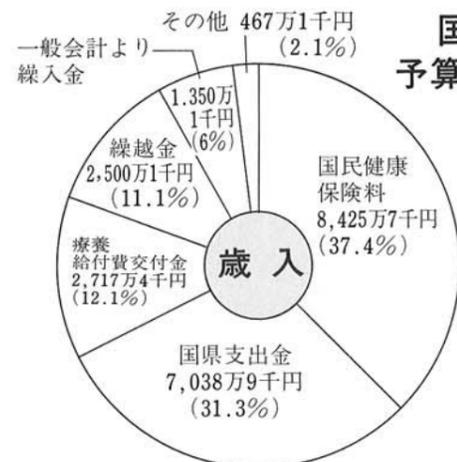
且つ、国が進めております、道の駅設定については、当該地に計画され、バイパス工事促進に伴って推進されると願っております。きびしい農業農村情勢をふまえて進めております再ほ場整備は、低コスト・二十一世紀型であり、ですが、ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴い、その速度を早める事業費の配分を受け、その地元負担の財源についても、当面は別途の手当を受けて進めることにいたしました。村としても、現下の農業農村事情をふまえて、応分の負担をすることとしておりますが、一層の促進を願うところであります。この他、予算の大綱と主要施策につきましましては、議会の皆様、並びに村民の皆様と御理解と御協力を賜りたいと存じます。

まいりました。この間、議会各位の深い御理解と温かい包容力をもって見守って下さったにも関わらず、時には猪突猛進し、時には議会の御意見によって軌道を修正し、今日を迎えることになりました。

この十六年間全く悔がなかったと冗談にも言われませんが、私としては、この程度で勢一杯やってきたことの結果を御理解賜りたいと存じます。

私は十六年前に、清潔、公正、政治を壟断しないことを自己の信条として公約し、村政の基本姿勢としては、合併の指標であった「和のわしま村」を目標とした、村民ふれあいの場所づくりを進めてまいりました。

政策としましては、生活環境の整備、産業の振興と村民所得基盤の整備、教育・文化・スポーツ施設の整備を行ってまいりました。また、ふれ合い・和のわしまづくりとしては、村民憲章を制定し、和島音頭をつくり、わしま祭りを起こしてまいりました。



歳入歳出総額 二四億五、九〇〇万円

# 4月23日の村長選挙は 記号式です

任期満了による和島村長選挙が4月23日に行われます。これから4年間の村政を託すこととなりますので、自分の判断で正しい1票を、棄権せずに投票しましょう。

村長選挙の投票は、他の選挙と投票の方法が異なり、記号式投票の制度を採用していますので、御注意下さい。この記号式投票を採用した目的は、投票が簡単であり、無効投票が少ない等の利点があるからです。

## ◎記号式投票の方法は

- ① 投票用紙にあらかじめ、各候補者の氏名が印刷されています。
- ② 投票所には、○の記号をあらわすゴム印と、このゴム印にインキをつけるスタンプ台が用意してあります。
- ③ 投票しようとする候補者の氏名の上に「○をつける欄」にゴム印で○のしるしをつけます。
- ④ 「○をつける欄」以外に、○をつけたりすると、無効票になることがありますので注意して下さい。
- ⑤ 用意してあるゴム印以外のものでも○をつけたりすると、無効票となります。
- ⑥ 誤って他のところに○をつけた時は、係員に申し出て、投票用紙を取り替えて下さい。

記号式投票用紙の様式（下記の3人の候補者名は例として記入したもの）

平成七年四月二十三日執行 和島村長選挙投票		
丙	乙	甲
野	野	野
三	二	太
郎	郎	郎
○をつける欄		
候補者氏名		
注意		
一、投票しようとする候補者一人についてその氏名の上の○をつける欄に○をつけること。		
二、○のほか何も書かないこと。		
三、用意した器具を使用すること。		
選挙管理委員会印		和島村



## ◎記号式投票を採用した場合の不在者投票は

不在者投票（詳しくは、右頁の欄をお読み下さい。）をするときは、記号式でなく、他の選挙の投票と同様に、投票用紙に、投票しようとする候補者の氏名を書いて行きます。（常に係員がついて説明しますので、間違ふことはありません。）

## ◎不在者投票のできる日は

村長選挙で不在者投票のできる日は、4月18日～4月22日までです。

## ◎転出した人は投票できません

投票日以前に和島村より転出した人は、投票できません。

# 4月9日投票日

# 県議会議員選挙

## ◎開票

開票は、4月9日午後7時より和島村総合福祉センター小体育館にて行う予定です。

## ◎不在者投票の手続きは早めに

投票日当日、所用で投票所に行けない人は、前もって投票できる不在者投票の方法がありますので、この制度を利用して棄権しないようにしましょう。

### ◆手続き

印鑑と入場券（届いていないときは不用）をお持ちの上、役場までおいで下さい。その場ですぐ投票できます。（但し住所を移した人は、証明書が必要となることがありますので「県内で住所を移した人は」の欄を参照下さい。）

### ◆できる人

- 村外や投票区外において職務に従事中的人
- やむを得ない用務または事故のため、村外に旅行中または滞在中の人
- 病気やお産などで、選挙当日の歩行が著しく困難の人
- 選管の指定されている病院や老人ホームなどに入っている人

### ◆できる日時

告示日の3月31日から投票日の前日4月8日までで、土曜日や日曜日も行っています。

時間は、午前8時30分から午後5時までです。

## ◎郵便による不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付をうけている方で、一定の障害の場合、その住んでいる場所で郵便で投票することができる制度です。

他に選挙管理委員会が発行する「郵便投票証明書」の交付が必要等、まだいろいろの手続きがあり、日数もかかりますので早めに相談下さい。

任期満了による新潟県議会議員選挙は、3月31日に告示され、4月9日が投票日です。これからの4年間の県政を担当しますので、ふさわしい人をよく見よく聞きよく考えて自分で判断して、みんなで投票しましょう。

## ◎投票できる人は

昭和50年4月10日以前に生まれ、平成6年12月30日以前から引続き3ヵ月以上和島村の住民基本台帳に記録されている人。

## ◎県内で住所を移した人は

- 平成6年12月31日以降に県内から和島村に転入届を行った人は、前住所の市町村で投票することになります。（この場合和島村長の発行する「引続いて県内に住んでいる旨の証明書」が必要です。）
- 同様に平成6年12月31日以降に和島村から県内の他の市町村へ転出した人は、和島村で投票することになります。（この場合も、転出先の市町村長の発行する「引続いて県内に住んでいる旨の証明書」が必要です。）

## ◎県外へ転出した人は投票できません

## ◎投票時間

投票できる時間は、午前7時から午後6時までです。  
朝食をすませたら、まず投票所へ行きましょう。

## ◎入場券を忘れずに

投票所にお出かけのときは、入場券をお持ち下さい。  
入場券が届かない時や、なくした方は投票所で申し出て下さい。

## ◎字が書けないとき

体の故障や文盲のため字を書くことができない人は、投票所で申し出ますと、係員が代わって書いてくれます。（投票の秘密は必ず守られます。）

## ◎字はハッキリと

候補者の名前はハッキリと書きましょう。  
せっかく投票しても字が読みにくいと無効となることがあります。

# 平成6年度末平成7年度初教職員異動名簿

和島村教育委員会

学校名	転出者				転入者			
	職名	氏名	年数	転出先	職名	氏名	旧任地	
桐島小	教頭	白川ナツ子	2	上越教育事務所指導主事	教頭	田村 邦夫	三島町 日吉小学校	教頭
	教諭	曾根 良子	6	退職	教諭	伊部ハル子	柏崎市 剣野小学校	教諭
	教諭	渡辺 折枝	3	長岡市 富曾亀小学校	教諭	小林 良子	長岡市 富曾亀小学校	教諭
	教諭	内藤真理子	3	松代町 奴奈川小学校	教諭	眞鍋富士子	柏崎市 田尻小学校	教諭
島田小	教諭	田邊 澄枝	2	上越市 春日小学校	教諭	平澤 昭子	牧村 原小学校	教諭
	講師	大倉 春枝	1	退職				
北辰中	校長	原田 忠雄	3	栄町 栄中学校長	校長	山後 憲雄	川西町 上野小学校	校長
	教諭	熊木 良	3	退職	教諭	山口 広武	見附市 見附中学校	教諭
	教諭	北村 則子	3	新津市 新津第二中学校	教諭	黒川 典子	白根市 新飯田中学校	教諭
	主事	遠藤 玲子	7	寺泊町 山ノ脇小学校	主事	山添 恭子	出雲崎町 出雲崎中学校	主事
	講師	高野 弘一	1	退職				

## ◆人事異動 (役場職員)

退職	退職	桐島小学校	代北中学校	代北中学校	島田小学校	調北中学校	調北中学校	幼保	主保	副保	児童育成室	幼保	主地	保保	主総	主産	係教	課地	課地	課地
小倉テル子	遠藤てつ子	早川 亜紀	島倉 京子	久住トヨ子	久住与美子	小林 洋子	北谷 和	佐藤智恵美	大矢 貞女	大矢レイ子	八子 勝夫	木村 久栄	中野 英明	船越由美子	長谷川佳彦	八子 常雄	八子 篤	早川 貢	小林 善弘	小林 善弘
北辰中学校	保幼	採	桐島小学校	代北中学校	調北中学校	調北中学校	島田小学校	保保	主幼	主保	室児	副保	主地	保保	主総	主産	係教	課地	課地	課地
北辰中学校	保幼	採	桐島小学校	代北中学校	調北中学校	調北中学校	島田小学校	保保	主幼	主保	室児	副保	主地	保保	主総	主産	係教	課地	課地	課地



# わし麻呂くんの部屋



～生涯学習情報～

## 「平成7年度の各種講座・教室」

開講にむけて着々と準備を進めています。日程等が決まりましたので、楽しみにお待ちください。

- ☆習字教室
- ☆生花教室
- ☆うたごえ教室
- ☆版画教室
- ☆陶芸教室
- ☆英会話教室
- ☆少年教室
- ☆いきいき大学
- ☆ひよこ教室
- ☆レディースセミナー
- ☆料理教室
- ☆アドベンチャースクール
- ☆良寛講座

### 文化教室・講座



### 体育教室・講座

- ☆野球教室 4月16日開講
- ☆バスケットボール教室 4月8日開講
- ☆ちびつ子体育教室 4月8日開講
- ☆海洋教室 4月16日開講
- ☆初心者ゴルフ教室
- ☆女性のためのスキー教室

4月11日開講

### 生涯学習シリーズ

今回は、村民憲章の実現をめざす一助として、生涯学習をどのように進めていくか(推進施策)について紹介します。

一、推進体制の整備のために  
 ① 推進するための組織づくりを行う。  
 ② 関係施設の整備に努める。  
 ③ 学校教育と社会教育の連携を密にする。  
 ④ 学習相談の窓口を設ける。

二、学習活動の活性化のために  
 ① 親しみやすい活動に心がける。  
 ② 自主活動を活発にするために情報等の提供を行う。  
 ③ 地域活動や世代間交流の促進を援助する。  
 ④ 指導者の充実に努める。

三、学習機会提供の拡充のために  
 ① 生涯各期に適した講座・教室を開講する。  
 ② 行政各課における生涯学習関連事業の連携を密にする。  
 ③ 各地の情報収集し、速やかに提供する。  
 ④ 他市町村と交流を深め、広域的な事業を行う。

以上、示した点を中心に、生涯学習を推進していきたいと思っております。

今回は、学習活動における六つの基本方針を紹介します。

## 計量器定期検査 実施のお知らせ

正しい計量が行われるために、取引上、又は証明上に使用する計量器は、原則として検定証印のあるものでなければなりません。しかし、いかなる計量器も当初の精度等を長く維持することは不可能です。そのため、計量法では取引上、又は証明上に使用している計量器の使用量に対し、都道府県知事・特定市町村長が行う定期検査(2年に1回)が義務づけられております。

又、平成5年11月1日より、従来のほかに加え、左記のほかが新計量法で対象になりました。

① 電気抵抗線式はかりひょう量が30kgを超え2t以上のもの  
 ② 誘電式はかり

・検査時間 午前10時～11時30分まで  
 午後1時～3時まで

・検査場所 総合福祉センター  
 詳しいお問い合わせは役場・産業課まで。

## 労働保険の申告納付はお早めに!!

平成7年度の労働保険料の申告と納付の受付が  
**4月1日から5月15日まで**  
 行なわれています。

まだ手続きが終わっていない事業主の方は、お早めに保険料申告書に保険料を添えて、最寄りの銀行、郵便局、長岡労働基準監督署、新潟労働基準局に提出しましょう。

なお、4月および5月中に管内各地で説明会、または記入指導会、集合受付を行なっていますのでご利用下さい。

# '95 卒業記念島田フォーラム



3月1日(水)、島田小学校では、6年生39人による「島田フォーラム'95」が、村長をはじめ、村議員、商工会関係者を招いて行われました。

このフォーラムは、ふるさとと融合し学習の一環として行われ、39人は、商業・歴史・観光・環境の4班に分かれ、それぞれのテーマ◆商業班は、「和島村の商業の発展を考える」◆歴史班は、「遺跡の重要性をさぐる」◆観光班は、「和島村の観光資料のアピールについて」◆環境班は、「リサイクルの在り方」について、この日のために、調査・研究をし、その結果を発表したものです。

子供達は、新鮮かつユニークな発想で意見を発表しました。



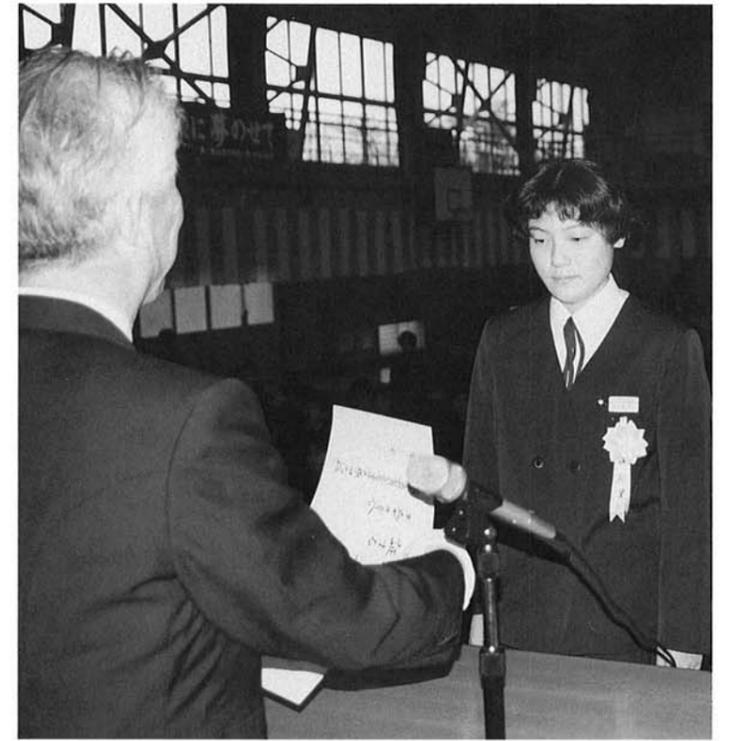
## 卒業

42回を数えた76名の卒業生の入場。一歩一歩前進する力強い入場。一人一人3年間の出来事を思い浮かべていることでしょう。

3月8日(水)、北辰中学校では、悲しみと、希望にあふれた76名の卒業式が行われました。

3年間の学生生活の中には、苦しくもあり、楽しくもあった部活動のことや、時には厳しく、時にはやさしく接して下さった先生方の事。色々な想いでいっぱいになりました。

76名の卒業生は、この思い出を胸にしまい、北辰中学校を巣立っていきました。



## ひなまつり

3月3日(日)、幼稚園と保育所では『ひなまつり』が行われました。

月明かりをつけましょ ほんほりに  
お花をあげましょ 桃の花  
5人ばやしの ふえたいこ  
今日はたのしいひなまつり月♪

と、かわいい歌声で合唱したあと、ひな段のお絵書きもしました。今日は、いつもとちがったおやつをおいしくいただいて、たのしいひなまつりをすごしました。



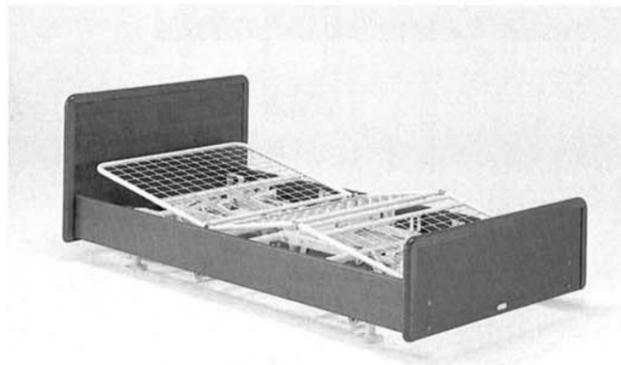
## 善意をありがとう

社会福祉に役立ててほしいと村社会福祉協議会に、心あたたまる善意が寄せられました。

厚くお礼申し上げます。

両 高 中 野 和 文 様

- ・電動ベット並びにエアーマットレス
- 和島村婦人協議会様



## 料理講習会

— 北野婦人会 —

食生活推進員の活動の一つである部落料理講習会が三月五日、北野婦人会(会長・若井イミ子他十五名)の協力により行われました。

当日は日頃交流の少ないお年寄りと共に過ごそうと長寿クラブの皆さんを招待して試食会が行われました。

献立は、「さばの香り焼き」「白菜の中華風ひたし」とごはん、みそ汁でした。

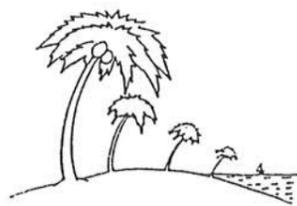
食事をしながら料理の感想、それぞれの自己紹介、大先輩の貴重な意見を聞いたり、若い嫁さんの話に身をのり出して聞き入り、「あっあそこの嫁さんか」とうなずいたり、「また呼んでほしいね」との要望もありなごやかな一時を過ごしました。



# 新しい門出に一言

下町上 近藤 直美さん

## あなたからの



ラタ  
rata  
(たより)

春です。春、と云えば出会い、別れ、そして花粉症（ハクシヨン）の季節であります。皆様いかがお過ごしでしょうか。この四月に我が家の暴れん坊が晴れて中学生になります。中学校の諸先生方、よろしくお願ひ致します。（生徒諸君、いじめないでね）この事を友人に話すと、「もうそんなになるの。あたし達も年取るはずだね」と返って来る。気分と見た目はまだ十八歳（ずうずうしい？）なのに、時の流れというものは勝手に過ぎてしまふんだな一と思う今日この頃であります。そこで、弟にはこれから始まる新しい生活を大いに楽しんでほしい。勉強も大切だけれど、友達を

沢山作って、部活にも「力」を入れてね。男なんだから、ケンカの方も負けるなよ。ねちねちしている奴はモテないんだぞ。友達と一緒に悪い事をして、怒られて。——と、いろいろ仕出すだろうけれど、何年か経って中学時代の友人とお酒を飲みながら、「あの時最高だったよな」と大笑いできる瞬間を多く作ってほしいものです。

私自身、卒業してから、早六年。多くの思い出を共有できる友人達が一番の宝物だと思っています。そういう訳で、これからも「仲良しこよしラン・ラン・ラン」と、末長くよろしくお願ひします。



# 平成7年度 農作業料金の標準一覧表

隣接町村、他産業等の状況や物価の変動と農産物等の価格のつりあいを充分考慮して最も妥当と思われる賃金を関係町村と協議のうえ決めましたので、お知らせいたします。

作業名	労働種別	基準	賃金	摘要
水田耕起	トラクター	10a請負	6,000	未整理地 7,000
水田(代かき)	トラクター	10a請負	6,500	未整理地 7,500
畦ぬり	機械	10 m	500	
田植	田植機	10a請負	19,000	育苗含む(苗20枚)未整理地 21,000
田植	田植機	10a請負	5,700	機械植えのみ未整理地 6,500
稲刈	コンバイン	10a請負	17,000	農道まで、(倒伏状態において2割以上増減)未整理地 19,000
乾燥調整		一俵	1,500	包装含む
精米		一俵	750	
農作業一般	男	一日	7,000	
農作業一般	女	一日	6,000	
オペレーター		一日	8,500	
運搬	自動車等	10a生収	2,500	

※苗のみ購入の場合は(苗1箱650円消費税込み)原則としてハウス渡して、運搬した場合は1箱50円とする。

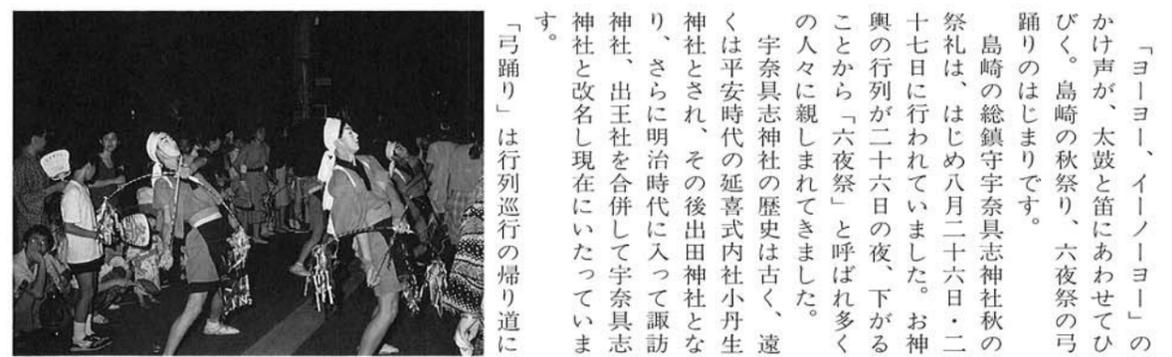
## 村長室の黒板から

二月十七日 夜阿弥陀瀬集落一日役場  
 二十日ー二十一日 定住北陸ブロック協議会主宰の為金沢市農政局外会議  
 二十一日 金沢市から帰県し定例県町村会 県国保連総会 中越緑化推進委総会を主宰する  
 二十二日 土地開発公社和島事業所会議 村老連会長会議  
 二十三日 郡町村会議長会合同会議が村庁舎で開催される

二十四日 水田農業活性化対策推進会議  
 二十五日 夜夕ヒチ交流会  
 二十六日 村交通安全協議会  
 二十七日 自治会館管理組合会議 県庁各課へ  
 二十八日 清掃センター管理者会議 郡町村会 何れも越路町村して二十一世紀圃場整備研修会  
 三月一日 島田小フオーラム  
 二日 水道企業団会議  
 三日 第一回定例議会招集

五日 下小島谷ふれあいセンター竣工式 消防団幹部会議  
 六日 議会本会議  
 七日 全定協要請で上京  
 八日 北辰卒業式 午後全員協議会 産業土木委  
 九日 総務委 文教委出席  
 十日 名誉村民に菊盛嘉雄氏を推戴の式典を挙げる  
 十二日 職員結婚式祝辞を述べ  
 十四日 保健予防計画会議  
 十五日 青少協会議 清掃センター管理委員 生涯学習計画答申を受く  
 十六日 議会本会議  
 十七日 議会本会議閉会

# 島崎六夜祭の弓踊り 村の無形民俗文化財に指定される



「ヨロヨロ、イーノヨロ」のかけ声が、太鼓と笛にあわせてひびく。島崎の秋祭り、六夜祭の弓踊りのはじまりです。

島崎の総鎮守宇奈具志神社秋の祭礼は、はじめ八月二十六日・二十七日に行われていました。お神輿の行列が二十六日の夜、下がることから「六夜祭」と呼ばれ多くの人々に親しまれてきました。

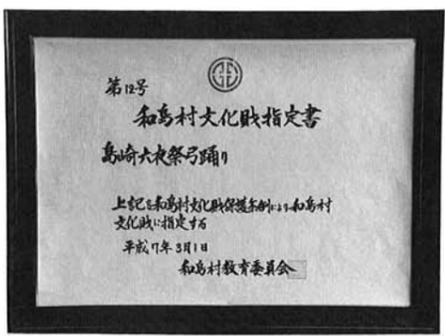
宇奈具志神社の歴史は古く、遠くは平安時代の延喜式内社小丹生神社とされ、その後出田神社となり、さらに明治時代に入って諏訪神社、出田神社を合併して宇奈具志神社と改名し現在にいたっています。

「弓踊り」は行列巡行の帰り道に、十二名の児童が、頭に鳥帽子をつけ、どんすの前垂姿で横に並び、体をそらせて弓を射る形の踊りをするもので、その優雅で古式な踊りは多くの人に愛されてきました。

起源は不明ですが、かつては青年が大きな弓をもって踊ったといわれ、長い間継承されてきました。

この弓踊りの保存と後継者の育成を願って、平成五年二月に「弓踊り保存振興会」が結成されています。

教育委員会としても、弓踊りの保存振興を図るため、平成七年二月二十日に開催された、村文化財調査審議会の答申を受けて、平成七年三月一日付で村無形民俗文化財(民俗芸能)に指定されました。

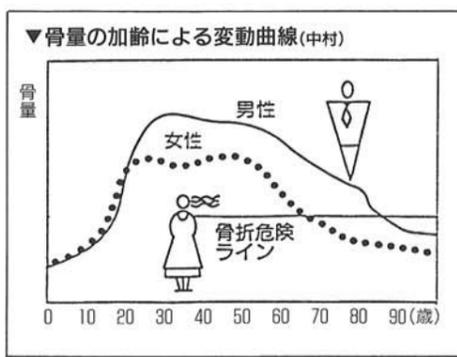


1/27 10/28 7/22 4/8  
 2/24 11/25 8/26 5/27  
 3/23 12/23 9/23 6/24



骨そしょう症予防  
成人病予防  
体力づくり

御利用下さい新保健センターのニューメニユー  
 毎月一回土曜日ヘルスアップスクールで  
 健康アップ! 体力アップ!



30代までは骨にカルシウムを貯えよう。カルシウムをとって運動すると、骨にカルシウムがくっついて骨量がアップします。

40代以降はカルシウムが骨からとけ出すことを予防するためにカルシウムと運動を!



体力則定 9:00~10:00  
 運動の実際 10:30~12:00  
 パンプダンス、楽しく歩こう  
 プール、ソフト、エアロビクス、卓球など

※専門の指導員がていねいに指導いたします。

# 4月の救急診療のご案内

## 1. 休日の救急診療

	内 科	外 科	小 児 科	産 婦 人 科	歯 科
2日(日)	昼(午前9時～午後6時) 長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)		長岡休日急患診療所(健康センター内)
	夜(午後6時～) 中央総合病院	中央総合病院	中央総合病院	立川総合病院	
9日(日)	昼(午前9時～午後6時) 長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)		長岡休日急患診療所(健康センター内)
	夜(午後6時～) 立川総合病院	立川総合病院	立川総合病院	長岡赤十字病院	
16日(日)	昼(午前9時～午後6時) 長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)		長岡休日急患診療所(健康センター内)
	夜(午後6時～) 長岡赤十字病院	長岡赤十字病院	長岡赤十字病院	中央総合病院	
23日(日)	昼(午前9時～午後6時) 長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)		長岡休日急患診療所(健康センター内)
	夜(午後6時～) 中央総合病院	中央総合病院	中央総合病院	立川総合病院	
29日(祝)	昼(午前9時～午後6時) 長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)		長岡休日急患診療所(健康センター内)
	夜(午後6時～) 立川総合病院	立川総合病院	立川総合病院	長岡赤十字病院	
30日(日)	昼(午前9時～午後6時) 長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)	長岡休日急患診療所(健康センター内)		長岡休日急患診療所(健康センター内)
	夜(午後6時～) 長岡赤十字病院	長岡赤十字病院	長岡赤十字病院	中央総合病院	

\* 歯科の救急診療は午前9時～4時までです。

## 2. 平日夜間の救急診療

曜 日	月曜日及び木曜日	火曜日及び金曜日	水曜日及び土曜日
診療科目	外 科	外 科	外 科
病 院 名	長岡赤十字病院	中央総合病院	立川総合病院

### ◇お問い合わせは……

- 長岡市健康センター  
(長岡市西千手2丁目5番1号)
- 長岡市休日急患診療所……☎35-8255
  - 長岡市休日急患歯科診療所……☎33-9644
  - 長岡市市民環境部健康課……☎(代)32-5000
  - 長岡市医師会……☎32-1900
  - 長岡市歯科医師会……☎32-1430



《平成7年度予定表》 どなたでも歓迎!

月	日	日
4月	11日	25日
5月	9日	23日
6月	13日	27日
7月	11日	25日
9月	12日	26日
10月	17日	31日
11月	14日	28日
12月	12日	19日
2月	14日	21日
3月	14日	22日

\*会場…和島村保健センター  
\*時間…9:30～12:00 \*連絡先…74-2815 早川照生宅

## 4月の保健衛生行事

日程	曜日	内 容	対 象	時 間	場 所
10日	月	リハビリ	希望者	午後1時～4時	保健センター
13日	木	ポリオ 予防接種	H5年11月1日～H6年4月30日生まれ H6年5月1日～H6年10月31日生まれ	午後1時30分～2時30分	保健センター
17日	月	リハビリ	希望者	午後1時～4時	保健センター
22日	土	ヘルスアップ スクール	希望者	午前10時～12時	保健センター
24日	月	ぬくみ会 総会	ぬくみ会会員	午前10時～3時	保健センター
25日	火	乳児検診	H6.4、5、8、9、12月、H7.1 月生まれ乳児	午後1時～2時30分	保健センター

\*5月号から、保健衛生行事は変更がない限り、原則的に掲載しませんので「和島村民カレンダー」をご覧ください。

### 四月一日から県単医療費助成制度が改正されます

改正後	改正前
平成七年四月から平成八年三月まで	平成七年四月から平成八年三月まで
一月 10,100円	一月 10,000円
一月 10,100円	一月 10,000円
一月 10,100円	一月 10,000円

○ 県単(県老・県障・県親・県乳)制度により医療費の助成を受けている方、加入している医療保険の保険者から、標準負担額減額認定証の交付を受けた方が入院した場合、入院中の食事に係る費用を助成します。

○ 老人保健医療受給者で県障又は県親の対象になる方についても、標準負担額減額認定証又は入院時一部負担金減額認定証の交付を受けている場合は、入院中の食事に係る費用を助成します。

○ 県単(県老・県障・県親・県乳)制度により医療費の助成を受けている方、加入している医療保険の保険者から、標準負担額減額認定証の交付を受けた方が入院した場合、入院中の食事に係る費用を助成します。

○ 老人保健医療受給者で県障又は県親の対象になる方についても、標準負担額減額認定証又は入院時一部負担金減額認定証の交付を受けている場合は、入院中の食事に係る費用を助成します。

○ 県単(県老・県障・県親・県乳)制度により医療費の助成を受けている方、加入している医療保険の保険者から、標準負担額減額認定証の交付を受けた方が入院した場合、入院中の食事に係る費用を助成します。

○ 老人保健医療受給者で県障又は県親の対象になる方についても、標準負担額減額認定証又は入院時一部負担金減額認定証の交付を受けている場合は、入院中の食事に係る費用を助成します。

## 今月の納税

- ※ 固定資産税……………第1期分
- ※ 国民健康保険料……………4月分
- ※ 国民年金保険料……………4月分
- ※ 幼稚園保育料……………4月分
- ※ 保育所保育料……………4月分
- ※ 水道使用料……………4月分

\*口座振替の方については、納期限3日前より振替させていただきます。

# お知らせ

忘れずメモしよう!

## 国民年金

### 七十歳まで任意加入することができます

国民年金は二十歳から加入し、六十歳になるまで保険料を納め、六十五歳から老齢基礎年金を受ける仕組みになっています。今回の改正により、平成七年四月より七十歳まで特例的に任意加入することができるようになりました。これは、六十五歳までの任意加入では受給資格を確保できない場合を考慮したものです。

詳しいことは、役場または社会保険事務所におたずねください。

### 第三号被保険者の届出を忘れていた皆さんへ 特例的に届出ができます

厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されている方(二十歳以上六十歳未満)は届出することにより、第三号被保険者となりますが、届出がなかったため、年金そのものが受けられなくなる場合を考慮し、特例の届出が認められました。

過去の未届であった第三号被保険者期間について、平成七年四月から平成九年三月までの間に特例の届出を行えば、その期間は保険料納付済期間として算入されます。届出は忘れずに行いましょう。

### 国民年金保険料六カ月前納が じやんのよこになりませう

希望する方、詳しいことを知りたい方は役場におたずねください。

### 四月中の 国民年金

◎60歳になる人  
昭和十年四月二日から昭和十年五月一日生まれの人は、掛け金を掛け終わりました。老齢基礎年金の繰り上げ請求を希望する人は請求できません。

◎60歳以上65歳未満の人  
受給資格期間を満たすことができない人、または過去に保険料の未納や免除があるため、掛け金をして年金額を増やしたい人は、任意加入することができます。

◎現況届を出す人  
今月生まれの受給者は、現況届のハガキが郵送されてきたら、忘れずに証明を受け、自分で切手をはって出しましょう。

◎65歳の人  
老齢基礎年金を請求しましょう。(繰り上げ請求した人は除きます。)

◎現況届を出す人  
今月生まれの受給者は、現況届のハガキが郵送されてきたら、忘れずに証明を受け、自分で切手をはって出しましょう。

◎65歳の人  
老齢基礎年金を請求しましょう。(繰り上げ請求した人は除きます。)

# お知らせ

忘れずメモしよう!

## 犬・猫飼育の皆さんへ

1. 畜犬登録と狂犬病予防注射について  
平成7年度の畜犬登録と狂犬病予防注射を次のとおり実施します。  
犬の飼育者は必ずお出かけください。  
尚、通知（ハガキ）の届かない飼育者は、料金と印鑑をおもちください。  
(1). 日時、場所  
4月10日(月)  
午前10時～11時 ゆきわり荘  
午前11時20分～11時40分まで  
(和島村農協妙法寺出張所裏)
- (2). 持参するもの  
通知書（ハガキ）  
愛犬手帳（お持ちの方）  
料金は1頭につき5,900円（登録料3,000円、注射料2,370円、注射済票代530円）  
※未実施者は、個別注射となり、料金が割高となります。
2. 不要犬、猫の引取りについて  
飼育犬・猫をやむを得ぬ事情により飼育できなくなった場合は、5月から不要犬・猫として引取ります。引取り日は毎週火曜日ですから、前日午前中までに役場住民課に連絡して下さい。1頭(匹)につき1,400円の引取り料金が必要です。

## 子どもたちのすこやかな成長を願って 児童扶養手当 特別児童扶養手当

**児童扶養手当とは**  
児童扶養手当は、父と生計を同じくしていない児童に対し、心身の健やかな成長、福祉の増進を図ることを目的として、児童を育てている母、又は母にかわって児童を育てている人に支給されます。  
また、父が重度の障害者である場合も支給されます。  
《対象となる児童》  
18歳未満の児童又は20歳未満でおおむね中度以上の障害がある児童のうち次のいずれかに該当する児童です。  
(1)父母が離婚した児童  
(2)父が死亡した児童  
(3)父が重度の障害者である児童  
(4)父の生死が明らかでない児童  
(5)父から1年以上遺棄（おきざりに）されている児童  
(6)父が法令等により1年以上拘禁（刑務所等に入所）されている児童  
(7)母が婚姻によらないで懐胎した児童で父の認知を受けていない児童  
(8)棄児などで出生の事情が明らかでない児童

支給要件に該当してから5年を経過すると請求する権利がなくなりますので、早目に認定請求手続きをしてください。

**特別児童扶養手当とは**  
目や耳、体の不自由な児童、日常生活を制限される程度程度の病気のある児童、ちえおくれや情緒障害のある児童などを家庭で育てている父や母、あるいは父母にかわってその児童を育てている人に児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。  
《対象となる児童》  
20歳未満で身体又は精神に重度障害又は中度障害がある児童  
※ 手続きや障害の程度などの詳しい内容につきましては、住民課福祉係にお問い合わせ下さい。

## 第47回 婦人週間記念講演会のお知らせ

労働省では、我が国の女性が初めて参政権を行使した4月10日を記念して、昭和24年以来、この日に始まる1週間を「婦人週間」と定め、女性の地位向上のための啓発活動を全国的に実施しています。  
『国連婦人の10年』以降、女性の地位向上のための諸法制の整備が進み、実態面でも様々な分野で平等はかなり達成されてきています。しかし、職場や家庭、地域には依然として男女の能力や役割に関する固定的な考え方が残っており、真の平等を目指していくためには女性のみならず、男性の認識

の向上、社会各層の意識の醸成について努力していくことが必要です。

こうしたことから、『性にとらわれず いきいきと暮らせる時代を築こう』のテーマに沿って、個人あるいは団体、関係諸機関等が従来の性別による役割分担意識にとらわれることなく、男女双方があらゆる分野で協力し、21世紀に向けて大きな可能性を有する新しい社会の実現について考え、今後の活動に資することを目的として講演会を開催します。

●主 催：新潟婦人少年室

●日 時：平成7年4月14日(金) 1時30分～3時

●会 場：メルパルク新潟郵便貯金会館 3F 雪椿の間  
〒951 新潟市川岸町2-1-7

●テーマ：『性にとらわれず

いきいきと暮らせる時代を築こう』

●内 容：記念講演『男女で創る新時代  
可能性は無量大』

講師 慶応義塾大学名誉教授  
勲21世紀職業財団会長

●対象者：一般男女（定員150名） ※入場無料  
●申込・問合せ 人 見 康 子 氏

新潟婦人少年室 〒951 新潟市川岸町1-56  
TEL 025(266)0047  
FAX 025(266)6420  
※(申込締切)4/12(水)

## おじいちゃんもおばあちゃんも大学生 平成7年度 新潟県高齢者大学学生募集について

### 一、入学資格

県内に居住する者で、地域の社会活動等に意欲と情熱のあるおむね六十歳以上の者

### 二、講座の種類と会場

◆基礎学習課程（二年間）

新潟市 一〇〇人

長岡市 五〇人

上越市 五〇人

◆専門課程（一年福祉ボランティア）

新潟市 三〇人

長岡市 三〇人

上越市 三〇人

◆専門課程（一年ワードプロセッサ）

新潟市 二〇人

長岡市 二〇人

上越市 二〇人

### 三、学習期間

平成七年六月から十月まで

### 四、授業料及び教材費

授業料は無料ですが教材費（年三、〇〇〇円）と通学費等は学生の負担

### 五、募集手続き

入校希望者は入学申込書と八十円切手を貼った返信用封筒を添えて大学事務局まで。

（受付期間）平成七年四月一日から四月二十日まで  
六、申込、問い合わせ先  
〒950 新潟市新光町七ノ二

新潟県商工会館六階  
新潟県長寿社会振興財団内  
新潟県高齢者大学事務局  
〇二五(二八五)一四〇〇又は役場住民課へお問い合わせ下さい。

## ◆四月は「土地月間」

### 土地取引のまえに...

一定面積以上の取引については届出が必要です。

#### 一、国土利用計画法のねらい

国土の総合的かつ計画的な利用を図ることを目的として、地価の安定を図るとともに、土地の乱開発の未然防止を図り、さらに遊休土地の有効利用を促進することを指すものです。

この法律は土地の機能的取引や地価の高騰を抑制し、乱開発などを未然に防ぐため土地取引について届出制を設けています。次の一定面積以上の土地の取引をしようとするときは、この法律によりあらかじめ知事に届け出なければならぬことになっています。

市街化区域	二、〇〇〇㎡以上
市街化区域を除く都市計画区域	五、〇〇〇㎡以上
都市計画区域以外	一〇、〇〇〇㎡(約一町歩)以上

個々の取引面積は小さくとも合計すると一定面積以上となる一団の土地についても届出は必要です。

#### 二、届出から契約まで

契約をしようとするときは、取引の当事者（売

買の場合であれば売主と買主）は、取引の予定価格や利用目的を記入した知事あての届出書を契約を結ぶ六週間前までに役場に届け出てください。

届出を受けた知事は、取引価格と利用目的について審査をし不相当と認めるときは、取引の中止または変更を勧告することがあります。それ以外の場合には届出日から六週間以内に勧告をしない旨文書で通知します。この通知を受け取れば契約ができることとなります。

#### 三、届出が必要な土地取引

届け出なければならぬ土地取引は、次の要件のものであります。

- 売買
- 共有持分の譲渡
- 営業譲渡
- 譲渡担保
- 代物弁済
- 交換
- 予約完結権・買戻権等の譲渡
- 地上権・賃借権の設定、譲渡

#### 四、届出をしない

届出をしないで土地取引をしたり、偽りの届出をすると六カ月以下の懲役または、百万円以下の罰金が課せられることがあります。

なお、届出に必要な用紙は、役場にありませう。詳しいことは役場地域振興課へおたずねください。

利用  
しましょう!

# こんな在宅福祉 サービスがあります。

## 基本サービス

### 1. ホームヘルパー

ひとり暮らしや寝たきりのお年寄りがある家庭をホームヘルパーが訪問し、身の回りのお世話をします。

○介護サービス⇒入浴を主とした介護のお手伝は(やすらぎの里から)

○家事サービス⇒調理、衣類の洗濯、掃除など(村のホームヘルパー)

※所得税を基準に有料

費用負担：1時間当たり 0円～900円

### 2. 小規模デイ・サービス

からだの弱いお年寄りや寝たきりのお年寄りを、特別養護老人ホームが送迎して特殊浴槽で入浴ができます。

※特殊入浴料：580円



### 3. ショートステイ(老人・身体障害者)

お年寄りを介護している方が病気や冠婚葬祭、旅行、農繁期など介護できないときに原則として1回1週間。(やむえない事情の時は延長ができます。)

○やすらぎの里(出雲崎町)、みしま園(三島町)

※費用負担：1人当たり 2,100円

※重度身体障害者及び療育手帳所持者を介護している方も同じ

○みのわの里 療護園(越路町)身障者 } ※費用負担、食事相当分  
○みのわの里 更生園(越路町)精薄者 }

### 4. 介護手当の支給

おおむね3ヶ月以上の寝たきりや痴呆性のお年寄りを家庭において介護されている方に手当を支給します。

※支給月額：5,000円

(制限があります。)

詳しくは福祉係まで)



### 5. 紙おむつの給付

おおむね3ヶ月以上の寝たきりのお年寄りが家庭における生活をより健やかに送っていただくために給付します。

※助成券交付：5,000円

## 補助サービス

## 補助サービス

### 6. 緊急通報システム(老人・身体障害者)

電話があるひとり暮らしのお年寄り、ひとり暮らしの重度身体障害者に緊急通報装置を貸与します。

※所得税を基準に有料

所得税非課税世帯：無料



### 7. 日常生活用具・補助具の給付・貸与(老人・身体障害者)

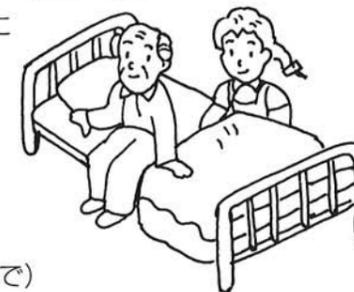
ひとり暮らしや寝たきりのお年寄りにベッドなどを給付又は貸与します。

在宅の重度身体障害者に浴槽・車いす等を給付又は貸与します。

※給付：所得税を基準に有料

費用負担 0円～全額

※貸与：無料(詳しくは福祉係まで)



### 8. 寝具乾燥(社会福祉協議会)

ひとり暮らしや寝たきりのお年寄りに。

※年2回券発行します。(所得制限なし)



### 9. 出張理容サービス(社会福祉協議会)

寝たきり老人等に。

※年3回券発行します。(所得制限なし)

### 10. 特別障害者手当(県等申請の窓口)

20才以上であって、精神又は身体に著しい重度の障害があるため、日常生活において、常時特別の介護を必要とする人に申請により県から支給されます。

### 11. 障害児福祉手当

20才未満であって、精神又は身体に著しい障害があり、日常生活において、常時介護を必要とする児童に申請により県から支給されます。

### 12. 駐車禁止除外指定車証票

①身体障害者手帳の交付を受けている歩行困難な人で障害の程度によりますが、申請により交付されます。

②療育手帳「A」の交付を受けている人で、看護者の付添いを必要とする人で、申請(警察署)により交付されます。

### 13. 有料道路通行料金の割引

身体障害者手帳の交付を受けている肢体不自由の人で、自らの運転及び介護者の運転でも割引の対象となる場合があります。

### 14. NHK放送受信料の減免

身体障害者手帳又は療育手当の交付を受けている人で、その障害の程度により申請すると、減免される場合があります。



## ボランティア募集

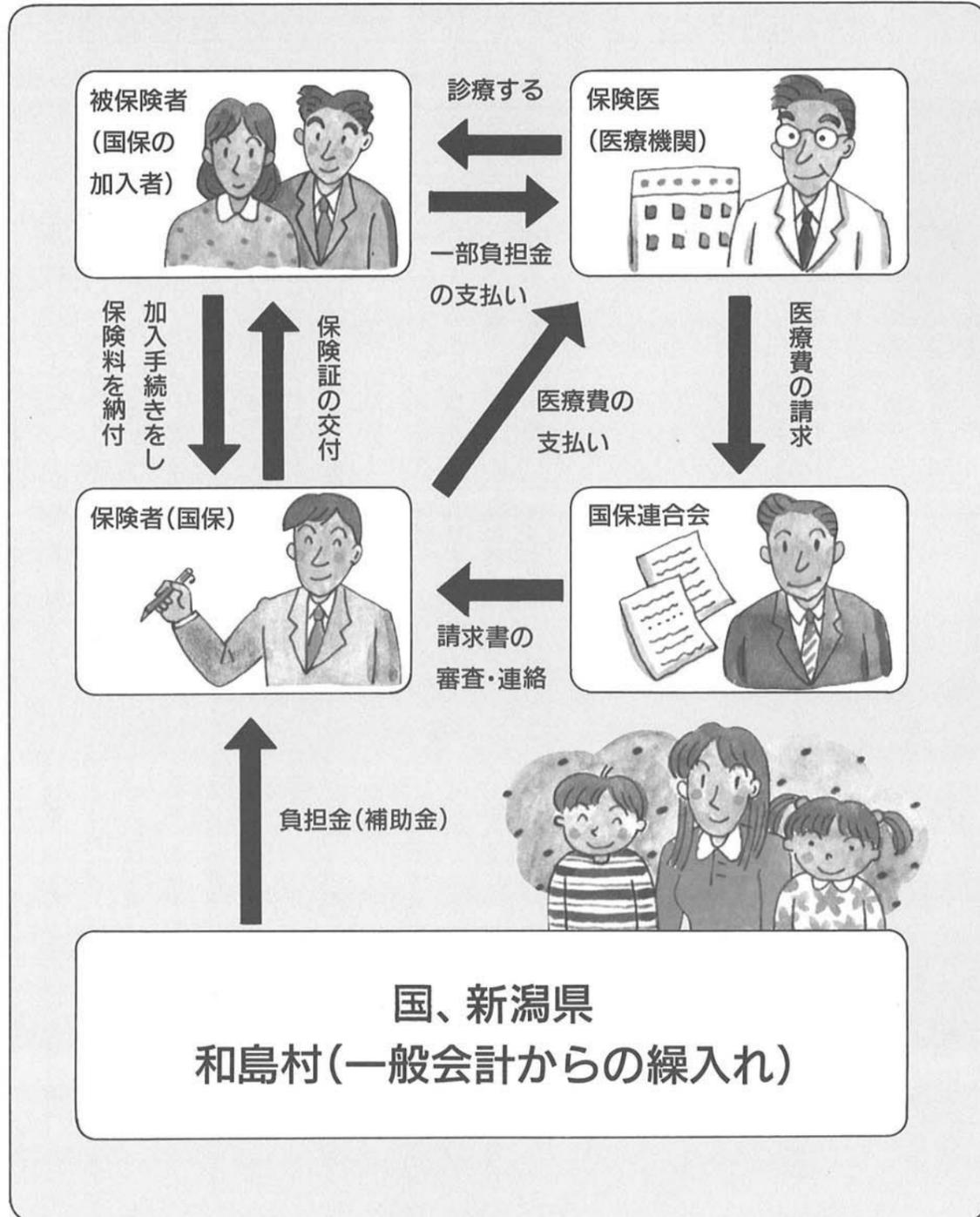
◎障害者のリハビリ等のお手伝をして下さるボランティアを募集しております。

※詳しくは福祉係 ☎74-3111(内線254)へ。

# 国保のしくみ

# 国保 特集号

国保(国民健康保険)の運営は和島村(保険者)が行っています。その費用は、みなさん(加入者)の納める保険料などによってささえられています。



## ■こんなときは届け出を

	こんなとき	手続き	手続きに必要なもの
国民健康保険	他の市区町村から転入してきたとき	国保加入	印鑑、他の市区町村からの転出証明書
	職場の健康保険をやめたとき	国保加入	印鑑、職場の健康保険をやめた証明書
	職場の健康保険の被扶養者でなくなったとき	国保加入	印鑑、被扶養者でなくなった証明書
	他の市区町村に転出するとき	国保喪失	印鑑、保険証
	職場の健康保険に入ったとき	国保喪失	印鑑、国保と職場の健康保険の両方の保険証
	職場の健康保険の被扶養者になったとき	国保喪失	
	退職者医療制度に該当したとき(厚生年金、共済年金の老齢、退職年金をもらうようになったとき)	資格変更	印鑑、保険証、年金証書印鑑、保険証、年金証書
	転居したとき	住所変更	
	世帯主や氏名が代わったとき	世帯変更	印鑑、保険証
	長期の出張や長期の旅行のとき	④発行	
修学のため、別に住所を定めるとき	⑤発行	印鑑、保険証、在学証明書(学生証は不可)	

	こんなとき	手続き	手続きに必要なもの
老人保健	70歳になるとき	加入	印鑑、保険証
	一定の障害(おおよそ身体障害者手帳の3級以上及び4級の一部や障害年金の2級以上をもらっている人など)がある方が65歳になったとき、または、65歳を過ぎて、一定の障害のある状態になったとき	加入	年金証書または、身体障害者帳 印鑑、保険証
	他の市区町村に転出するとき	喪失	印鑑、保険証、医療受給者証
	他の市区町村から転入するとき	加入	印鑑、保険証
	転居したとき	変更	印鑑、医療受給者証
	加入している医療保険が変わったとき	変更	新しい保険証、印鑑、医療受給者証

## ■4月1日より老人保健の一部負担金が変わります。

外来	1ヶ月につき 1,010円	1つの医療機関ごとに毎月最初の診療日に負担する。総合病院では各診療科ごと、内科と歯科では別々に負担する。この時に、必ず保険証、医療受給者証と健康手帳を窓口へ提出してください。
入院 (変更なし)	1日につき 700円+食事療養費	入院日数だけ負担する。食事療養費については、600円となっていますが、申請によって450円、300円または200円に減額される場合もありますので、役場老人保健係(内線255)までお問い合わせください。

平成七年度予算より

保険料（一人当たり）

一般・老人	六八、九〇〇円
退職	六九、〇〇〇円
総医療費（一人当たり）	
一般	一七九、四七七円
老人（拠出金）	一五七、〇四八円
退職	二七五、四三八円

### ◆保険証が変わります

平成七年四月一日より、保険証の番号を変更することになりました。それに伴い、現在使用中の保険証は有効期限が八月三十一日となっていますが、四月より使用できなくなります。注意してください。新しい保険証は、区長さんを通じて加入世帯にお届けしますので、受診の際は、必ず医療機関の窓口へ提出してください。

### ◆保険料が変わります

平成七年度より保険料の算定方法が一部変更となります。

- 賦課限度額の引き上げ  
五〇万円→五二万円
- 軽減制度の拡大  
二割軽減の新設（世帯主の申請により、認定された場合）

### ◆国保で受けられる給付

- 現物給付 保険証と一部負担金でうけられるもの
  - ・療養の給付  
医師の診察、治療、投薬や検査など  
一日 六〇〇円。ただし、住民税が非課税となっている世帯については、申請によって次のように減額されます。  
過去十二ヶ月の入院日数が九十日以内  
（平成六年十月一日が一日目）  
一日 四五〇円  
過去十二ヶ月の入院日数が九十一日以上  
（平成六年十月一日が一日目）  
一日 三〇〇円
  - 老齢福祉年金受給者  
一日 二〇〇円
  - 療養費払 いったん全額支払い、後で（二、三ヶ月かかります）申請によって払戻されるもの  
・輸血したときの生血代  
・急病などでやむをえず保険証を持たずに医者にかかったとき  
・医師が必要と認めたコルセットなどの治療装具代  
・医師が必要と認めたあんま、マッサージ、はり、きゅうの施術料  
・柔道整復師の施術料（保険の取扱をしている柔道整復師では、保険証と一部負担金で施術が

### ◆人間ドックのご案内

国民健康保険では、被保険者の健康増進及び医療費の抑制を目的として、今年度も一日人間ドックを行います。対象者は今年も四十歳から六十九歳まで（平成七年四月一日現在）の方とし、百六十人を予定しています。希望される方は早めに申込書を役場国保係まで提出してください。検診は「自分の健康は自分で守る」というセルフ・ケアの第一歩となり、仮に疾病が見つかって早期発見・早期治療となります。積極的に受診し、健康で生活できるようにしましょう。なお、国保からは二万円の助成額とします。

今年度の実施医療機関と検診日は次のとおりです。

実施機関	検診日
長岡市 中央総合病院	五月十日(木) 十六日(火)
長岡市 立川総合病院	二十三日(火)
吉田町 県立吉田病院	十一月十六日(木) 二十二日(火)
岩室村 岩室温泉病院	実施機関と相談
岩室村 岩室温泉病院	実施機関と相談

※「実施機関と相談」は受診日を各自で実施医療機関と相談して決めてください。  
検査内容は、どこの実施機関でもほとんどかわりはありません。

### ◆保険料に関する申告

国民健康保険料の納付義務者である世帯主は、その世帯に属する全ての国保の被保険者について、確定申告書、村民税・県民税申告書、給与支払報告書または公的年金等支払報告書が提出されている場合を除き、保険料の申告書を提出することになります。提出期限は四月十七日となっていますので、提出しなければいけない方は、忘れずに提出してください。

一、所得金額等は、平成六年中の所得を記入してください。

二、控除対象配偶者、扶養親族等は、該当する事項について記入してください。

申告書についての照会は、税務課国保係（内線 二六二）にお問い合わせください。

**国保申告書**  
氏名 ○○○○印

1. 所得の種類 \_\_\_\_\_

2. 扶養親族等 \_\_\_\_\_

3. 譲渡所得に関する事項 \_\_\_\_\_

申告期限は4月17日です。期限を守りましょう。

### ●現金給付

- 受けられます  
次のような時に支給されます。
- 出産育児一時金 三〇万円  
被保険者が出産したとき。  
死産・流産の場合でも妊娠八十五日以上であれば支給されます。
- 葬祭費 八万円  
被保険者が死亡したとき。
- 移送費  
被保険者が療養の給付を受けるためなどで、移送されたときが必要と認められるとき。
- 高額療養費  
(1) 自己負担額が六万三千円を超えたとき  
ただし、次の場合にも該当します。  
(2) 同じ世帯で同じ月に三万円を超えた人が二人以上いるときで、あわせて六万三千円を超えたとき  
(3) 高額療養費の支給が過去十二ヶ月の間に四回以上となるときで、三万七千二百円を超えたとき  
・厚生大臣が指定する疾病（慢性腎不全で人工透析を行うときなど）で一万円を超えたとき。ただし、国保が発行する「特定疾病療養受療証」が必要です。

### ◆国保の給付が受けられないとき

- 病気とみなされないもの
- 正常な妊娠、出産
- 美容整形
- 歯列矯正、金歯などでの歯科治療など
- 交通事故など第三者の原因によるもの  
ただし、事前に届け出をした場合に、保険証によって給付を受けることができます。
- その他  
・ 差額ベット代  
・ けんかや、医師などの指示に従わなかったときなど患者本人の責任による傷病  
・ 故意による事故など